

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成30年度 人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務	各種施策研究・調査	株式会社 総合計画機構	7,970,400	平成30年4月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成30年度 広報研修事業業務委託	研修	株式会社東京リーガルマインド	3,109,432	平成30年4月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	区広報紙における「市政情報部分」の企画編集業務委託(平成30年5月号～平成31年4月号)	デザイン	株式会社アド・エモン	3,557,520	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	市民の声データベースシステム保守業務	機器保守	西日本電信電話株式会社	1,026,382	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	平成30年度 大阪市の結婚支援に関する実態調査業務	各種施策研究・調査	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪	3,000,000	平成30年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、国や地方に関わらず、行政やこども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや政策事例、民間動向等の情報を、常時的確に収集・整理し、行政で捕捉できていない幅広い情報の入手、さらには各種統計データ等の客観的かつ高度な解析を行うものである。

本業務を行うにあたっては、まず、本市を俯瞰的な視点で見ながら、政策を検証していくための関連データを収集し、課題を検証するための分析を行う必要がある。また、本市の将来推計人口の分析業務では、本市職員のみならず広く市民等も活用することができる、わかりやすく、見やすい分析資料を成果物として作成することとしている。そのため、高度で専門的な技術に基づく的確な分析力とともに、資料作成能力が求められることから、契約相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

そのため、人口問題や各種統計分析等に関する知識や、施策ごとに関係指標等を収集・整理する能力、また、課題を設定しそれをまとめる能力等、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本事業の目的等を理解したうえで最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、株式会社総合計画機構の提案が最も優れていたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策調査担当（電話番号 06 - 6208 - 9724）

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 広報研修事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 東京リーガルマインド

3 随意契約理由

本業務は、各所属の広報担当職員を対象に、情報の受信側のトレンドや媒体の移り変わり等も踏まえ、広報に関する知識・スキルを体系的に研修実施することで、市民・区民が必要とする情報をより効果的・効率的に発信できるよう、各所属における広報人材の育成を目的としている。

また、研修を通じて、各所属の広報担当職員に必要となる、広報紙の企画編集やキャッチコピーの作成など、高度かつ専門的な知識・スキルの習得をめざすものであり、その習得にかかるプロセスは、業者もしくは講師の有する経験やノウハウに大きく左右されるものである。

主な委託範囲はカリキュラムの設計、講師の選定・派遣、計画的かつ円滑な研修の実施とその効果測定となるが、行政側で効果的と考えうる研修内容等を考察し詳細・精緻な仕様を作成しても、現状を超える優れた研修効果をあげ、より市民・区民に伝わる情報発信へとつなげていくことには一定の限界がある。

そのため、研修実施に際して、具体的な研修内容やスキル等については、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得るため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社東京リーガルマインドの適格性が認められたため、その意見を踏まえ、株式会社東京リーガルマインドと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室 市民情報部 広報担当（電話番号 06-6208-7251）

随意契約理由書

1 案件名称

区広報紙における「市政情報部分」の企画編集業務委託（平成30年5月号～平成31年4月号）

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

本業務は、各区の広報紙における「市政情報部分」（以下「市ページ」という）に掲載する情報が、市民・区民に効果的にわかりやすく伝わるよう、執筆や紙面のデザイン、イラスト等の作成を行うものである。

本業務を行うにあたって、民間事業者に求められる最も重要な能力は、「情報・趣旨の理解力」と「伝わるための表現力」である。

これまでの仕様内容に基づいた価格競争による業者選定では、「情報・趣旨の理解力」と「伝わるための表現力」といった高度で専門的な技術力を推し量ることができない。これらの能力が、乏しい場合には、校正回数が増えることで業務が遅延し、紙面が期限に間に合わないことや、市民への誤った情報発信に繋がるなど、広報業務に与える影響は大きい。

本業務において最も重要と考えられる「情報・趣旨の理解力」と「伝わるための表現力」といった高度で専門的な技術力を推し量るためには、より具体的な提案内容に対して妥当性、創造性等の技術評価を行うことで、事業目的に合った求める能力を有した最も優秀な提案内容を選定することが必要である。

そのため、予定価格の範囲内で事業目的に対して最も優秀な提案を受けることが望ましいため、公募型コンペ方式（企画提案方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社アド・エモンの提案が最も優れていたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室 市民情報部 広報担当（電話番号 06-6208-7256）

随意契約理由書

1 案件名称

市民の声データベースシステム保守業務

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

市民の声データベースシステムは、収集・把握した市政各般の市民の声を蓄積・分析することで施策反映の参考とするために開発され運用しているシステムである。システムの保守を実施するにあたっては、ソフトウェアの内部構造に精通していることが必須であり、加えて、システムの機器構成、処理手法や本市制度、業務運用を熟知した業者である必要がある。

西日本電信電話株式会社は、当該システムを開発した業者であり、ソフト・ハード全般の内容に精通しているとともに、業務処理方法についても熟知しており、上述の諸要件を満たす唯一の業者である。また、この間、当該システムの保守及び改修業務について受託し着実に履行してきている実績も有している。

したがって、本業務遂行の確実性や安全性の確保の観点から、西日本電信電話株式会社にシステム保守を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広聴担当（電話番号 06-6208-7331）

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 大阪市の結婚支援に関する実態調査業務

2 契約の相手方

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪

3 随意契約理由

本業務は、今後、結婚支援の取組みを検討する際の基礎となるデータを収集するものであり、市内の結婚支援事業者の活動実態を把握するため、まず、関連する事業を営む事業者を網羅的に捕捉することとしている。また合わせて、アンケート調査により市内民間企業の従業員に対する支援状況を把握するとともに、本市に対し、実現可能な取組みを提案することとしている。

本業務を実施するにあたっては、「結婚支援」について適切に理解・認識している必要があるが、市内結婚支援事業者の把握やアンケート調査を実施するとともに、本市に対し結婚支援にかかる効果的な取組提案を求めており、高度で専門的な技術に基づく的確な調査能力や、民間事業者による柔軟な発想が求められることから、契約相手方の持つ能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

そのため、行政施策等に関する調査や各種統計調査等に関する経験、専門的知識、調査執行能力等、民間事業者の専門的知識とノウハウを活用することとし、予定価格の範囲内で最大の効果を得る公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、本事業の目的等を理解したうえで最も優秀な提案を行った事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会を開催し、意見を聴取した結果、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪の提案が最も優れていたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策調査担当（電話番号 06 - 6208 - 9724）